

5-50 排気管からの排出ガス発散防止性能

5-50-1 性能要件（テスト等による審査）

自動車は、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び黒煙の発散防止性能に関し、テスト等その他適切な方法により審査したときに、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、②及び③の基準は、二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）には適用しない。（保安基準第31条第2項関係、細目告示第197条第1項関係）

[ガソリン・液化石油ガス、アイドリング規制]

- ① ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車は、原動機を無負荷運転している状態で発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素の容量比で表した測定値〔暖機状態の自動車の排気管内にプローブ（一酸化炭素又は炭化水素の測定器の排出ガス採取部）を60cm程度挿入して測定したものとす。ただし、プローブを60cm程度挿入して測定することが困難な自動車については、外気の混入を防止する措置を講じて測定するものとする。〕及び同排出物に含まれる炭化水素のノルマルヘキサン当量による容量比で表した測定値が、次表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、それぞれ同表の一酸化炭素及び炭化水素の欄に掲げる値を超えないものであること。

なお、一酸化炭素又は炭化水素の測定器は、使用開始前に十分暖機し、1日1回校正を行ったうえで使用すること。

また、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

| 自動車の種別 | 一酸化炭素 | 炭化水素 |
|---|-------|-------------|
| ア 2サイクルの原動機を備えた自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。） | 4.5% | 100万分の7,800 |
| イ 二輪自動車 | 3.0% | 100万分の1,000 |
| ウ 4サイクルの原動機を備えた軽自動車（二輪自動車及び側車付二輪自動車を除く。） | 2% | 100万分の500 |
| エ 定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊又は小型特殊自動車 | 1% | 100万分の500 |
| オ アからエまでに掲げる自動車以外の自動車 | 1% | 100万分の300 |

[軽油、光吸収係数規制]

- ② 軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車にあつては、光吸収係数が 0.50m^{-1} を超えないものであること。

なお、当該自動車の排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

[軽油、黒煙汚染度規制]

- ③ 軽油を燃料とする定格出力が19kW以上560kW未満である原動機を備えた大型特殊自動車又は小型特殊自動車は、黒煙汚染度が25%を超えないものであること。

ただし、黒煙汚染度の測定の前に排出ガスの光吸収係数を測定した場合において、当該光吸収係数のスクリーニング値が 0.80m^{-1} を超えないときは、黒煙汚染度25%を超えないものとみなす。

なお、当該自動車に排出ガス規制の識別記号が付されている場合は、当該識別記号に係る規制値に基づき判定するものとする。

5-50-2 欠番

5-50-3 欠番

5-50-4 適用関係の整理

4-50-4の規定を適用する。